

仙台市荒井開発事務所からのお知らせ

仙台市荒井開発事務所

1. 第7回事業計画変更の縦覧について

立夏の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

当事業につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、前号のお知らせ（平成 27 年 4 月 30 日 No. 4）に掲載しておりました仙塩広域都市計画事業 仙台市荒井土地区画整理事業の第 7 回事業計画変更（案）がまとまりました。

つきましては、下記のとおり土地区画整理法に基づき、事業計画変更（案）の関係図書をご覧いただくことができますのでお知らせいたします。

なお、主な変更内容につきましては裏面をご覧ください。

記

- 縦覧期間：平成 27 年 5 月 25 日（月）から
平成 27 年 6 月 7 日（日）まで
（この期間は、土曜日・日曜日もご覧いただけます）

- 縦覧場所：仙台市若林区荒井字堀添 53-14
仙台市荒井開発事務所

- 縦覧時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

* ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

問合せ先：仙台市荒井開発事務所

電話番号 022-287-0711



「仙台市荒井開発事務所からのお知らせ」1~4号は、仙台市のホームページでご覧いただけます。

編集 発行 問合せ	仙台市都市整備局都市開発部荒井開発事務所 〒 982-0034 仙台市若林区荒井字堀添 53-14 電話：管理係 022(287)0711 事業係 022(287)0714 Eメールアドレス：tos009250@city.sendai.jp URL：http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/toshi/kukakuseiri/0538.html
-----------------	--

事業計画の主な変更内容

(1) 施行期間の延長

現行の事業計画は、平成18年度に変更認可され、施行期間は、清算期間も含めて平成27年度までとなっておりますが、東日本大震災により被災した公共施設の復旧工事とその後の土地の境界測量のやり直し作業をこれまで行ってまいりました。これらの進捗状況を踏まえ、換地処分目標時期を平成28年2月頃とし、これに徴収清算金の分割納入期間を加味して、施行期間を6年間延期し平成33年度までとするものです。

(2) 事業に係る資金計画の変更

これまでの事業費の精査と施行期間延長に伴う事業費の増額により、総事業費を約460億3千万円から約463億7千万円に約3億4千万円の増額を行うものです。支出の増額の主なものは事務費で、それに対しては市費を増額いたしますので、直接、権利者の皆様に新たな負担が生じることはありません。

(3) 設計の概要の変更

土地の境界測量の成果を整理後の公共用地及び宅地の面積に反映させるものです。

また、当地区に隣接する荒井東地区と荒井西地区の土地区画整理事業の土地利用計画に合わせ道路の一部を宅地に変更する箇所が4箇所、宅地から道路のすみきりに変更する箇所が1箇所です。

その他、水路や道路の整備形状に合わせて一部水路から道路へ区分を変更します。

以上のような変更を行いましても、現在権利者の皆様にお渡ししている仮換地の変更等はありません。

事業計画変更認可までの予定について

今回の事業計画変更(案)の図書縦覧後に、変更(案)の内容に関する意見書の提出があった場合は県都市計画審議会の審議を経て、意見書の提出がなかった場合は速やかに、国土交通大臣に事業計画変更の認可申請を行う予定です。

意見書の提出がない場合は、最短で7月に事業計画が決定される見通しです。

なお、今回の変更(案)の内容について意見のある利害関係者は、平成27年6月21日までに仙台市長あて意見書を提出することができます。

* 事業計画と換地計画について

「事業計画」は土地区画整理事業の骨格を表すもので、施行地区、目的や設計の方針、事業期間、資金計画などを決めるものです。

地権者の皆様の個々の換地や清算金については、換地処分へ向けて今後策定する「換地計画」の中でお示しすることとなります。